

「事業所の適正化に向けて」

発注者としては、事業所の営業活動の実態が無いペーパーカンパニー等の不良・不適格業者の排除し、契約締結後のトラブルを避ける必要がありますことから、本市の一般競争入札は、「松戸市入札参加業者資格者名簿」(以下、「名簿」といいます。)に登録されていることを入札に参加するための基本的な条件としておりますが、これまで以上に名簿登録者への事実確認を必要と考えております。

そこで、本市では名簿登録者の事業所の適正化に向けた取り組みとして、市内に本店、支店や営業所等の店舗を置く事業者に対しましては、下記に示す事業実態を求めるものといたします。

- 1 入札に係る契約を締結する能力を有していること。
 - ・業務により必要となる許可、許可又は登録について当然有していること。また、その許可等については、必要に応じてすぐに提示できること。
 - ・業務を履行するための資格者等、人材を適切に雇用していること。
 - ・業務を履行するための機材等を確保できること。

- 2 業を営むに当たり、当然に必要とされる外観及び設備を有していること。
 - ・所在地で店舗として必要とされる外観(看板や標識)を有していること。
事務等を執り行える事務用什器(机、椅子等)や事務用機器(固定電話・ファクシミリ等の通信機器や複写機等)が具備されていること。
 - ・営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ、責任者が常駐していること。
 - ・建設工事にあつては、建設業法の規定により許可を受けた「主たる営業所」であること。

- 3 業務履行中のトラブルの対処に係る体制が整っていること。
 - ・履行期間中にトラブルが発生したとき、確実に電話連絡が取れること。若しくは事務所に直接行っても対応がとれる者がいること。

- 4 滞納をしていないこと。
 - ・本市の発注する業務に必要な経費は、貴重な税金により賄われておりますので、税の滞納がないこと。